

事業承継税制の拡充および一般社団法人等に関する相続・贈与税の見直し

2018/5 掲載

平成 30 年度の税制改正で、以下のとおり事業承継税制の改正がありました。アドバイザーとして、お客様に正しい情報をお伝えするためにも、最新の情報をチェックしておきましょう。

1. 事業承継税制の拡充

平成 30 年度税制改正で、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10 年間限定の特例措置が設けられた。事業承継税制の適用を受けるためには、以下の 2 点を満たしていることが必要である。

①平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに、都道府県庁に「特例承継計画」を提出していること。

②平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までに、贈与・相続(遺贈を含む)により自社の株式を取得すること。

※平成 29 年 12 月 31 日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける(あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う)ことはできない。

(1)猶予対象株式数制限の撤廃と納税猶予割合の引上げ

後継者が贈与・相続等により取得した自社株のうち、納税猶予対象株式数が、これまでの発行済議決権株式総数の 3 分の 2 から、取得した株式の全てとなり、対象株式に係る相続税の猶予割合が、80%から 100%に引き上げられた。

(2)複数当事者間における承継対象者の拡充

これまで納税猶予対象は、先代経営者 1 人から後継者 1 人への承継のみだったが、代表者以外の者を含む複数人の株主から複数人(最大 3 人)の後継者への承継も対象となる。

※後継者は代表権を有しているものに限り、複数人で承継する場合、議決権割合の 10%以上を有し、かつ議決権保有割合上位 3 位までの同族関係者に限る。

(3)相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

事業承継制度の適用を受ける場合、後継者が贈与者の子や孫でない場合でも、60 歳以上の贈与者から 20 歳以上の後継者への贈与が相続時精算課税の対象となる。

(4)雇用確保要件の弾力化

これまで事業承継制度の適用後は 5 年間の雇用平均を 8 割維持する必要があったが、この雇用要件を満たせなかった場合でも、認定経営革新等支援機関による指導助言を受け、実績報告書を都道府県に提出することで、納税猶予は継続されることとなった。

(5)経営環境変化に対応した贈与税・相続税の減免

特例事業継承制度適用後の特例承継期間である 5 年経過後に、経営環境が悪化し、後継者が株式の譲渡、あるいは会社の合併・解散した場合、一定の要件を満たせば、譲渡・解散時の株価の評価額を基に、納税額を再計算し、当初の納税猶予額との差額が減免される。

2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

一般社団法人等には株式会社のような出資持分が存在しないため、個人の財産を一般社団法人等に移転することによって、相続税を回避するという事案が問題とされていたが、その防止策として、今回の改正が行われた。

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人等(※)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうち、いずれかを満たさない場合には、贈与税等が課税されることとされた。

一定の要件とは、以下のとおり。

- ① 運営組織が適正であり、定款等において役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合がいずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。
- ② 財産を贈与もしくは遺贈した者等又はその親族等に対し、財産の運用や事業運営に関し特別の利益を与えないこと。
- ③ 定款等において、法人が解散した場合にその残余財産が国等に帰属する旨の定めがあること。
- ④ 法律に違反する事実、仮装隠蔽等をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

※一般社団法人等とは、一般社団法人または一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く)とする。

※本改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に贈与または遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税について適用される。

(2) 特定一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等(※)について、その同族役員(理事に限る)である者(相続開始前 5 年以内において特定一般社団法人等の役員であった者を含む)が死亡した場合には、当該法人の純資産額を同族役員(被相続人を含む)の数で等分した金額を、被相続人から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税が課税される(個人から法人への贈与時に課税された贈与税等は税額控除される)。

※特定一般社団法人等とは、次のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。

- ① 相続開始直前において、同族役員が役員数の過半数を占めていること。
- ② 相続開始前 5 年以内において、同族役員が役員数の過半数を占めていた期間の合計が 3 年以上であること。